

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (大島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月28日、令和6年5月19日、令和6年11月24日 (第1～3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農家数は54戸で、内、38戸が自己完結型で水稻経営(品種:山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリ等)を行っている。地区内の認定農業者1名が水稻の大規模経営を行っている。

・約20戸が大島営農組合の構成員で、地区内の農地11haで水稻の基幹3作業(耕耘、田植え、収穫)を請け負っている。

・地域の推進品目である黒大豆を10名が生産し、JA兵庫みらいに出荷している。

・意向調査結果では、2名が水稻で経営規模拡大の意向を持っている。

・意向調査回答者77名の内、44名(57%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、19名が将来、規模縮小・離農意向を有しており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・作目は引き続き、水稻(品種:山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリ等)、黒大豆を中心に生産を行う。

・今後も、引き続き、個別経営を基本とし、様々な環境の変化に対応しつつ、空き農地が発生した場合は、認定農業者や規模拡大志向農家に集積を図る。

・営農組合では、家族内労力や農業機械の更新に課題のある個別農家に対し、基幹3作業に加え畔草や法面管理、水管理を請け負える体制(全作業受託体制)づくりや、非組合員の新規加入をすすめ、営農組合の充実を図る。

・地区内の農業後継者に対し、大型特殊免許の取得を進めるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、営農組織のオペレーターとして将来の担い手を育成する。

・認定農業者等の大規模農家と、集落営農組織間で、労力補完を行うなど相互連携できる仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、認定農業者や大規模農家等の担い手、集落営農組織の担い手層となるオペレーターをブロック別に配置し、農地バンクを通じた集積・集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行い、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う利用権設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。さらに、所有者の貸し付けの意向に基づき、農地バンクに貸し付け希望者登録を促し、段階的にブロック単位に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ごく一部の区域ではほ場整備が完了している。農地所有者理解のもと、可能な範囲で大区画を検討する。 ・昔のほ場整備のエリアでの一部で、令和7年度完成の予定で、パイプラインを整備中である。(受益面積:5.7ha)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、大島地区において、新規就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいと連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、大島営農組合が、耕耘、田植え、収穫の基幹3作業を請け負い、良質な山田錦生産に欠かせない病虫害防除や、育苗、乾燥調製作業はJA兵庫みらいに委託する。 また、年間通しての作業労力負担となっている日々の水管理、草刈り管理等の軽減を図るため、非農家や正業引退層を構成員とした援農隊の設置を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①これまで、善祥寺地区において、侵入防止柵を約2km設置した。また、2名が狩猟免許を取得し、捕獲人材育成を図った。今後、地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②農業資材の高騰がすすむ中、堆肥等有機資材の投入を進める。
- ③大島営農組合や認定農業者等が今後、機械を導入する際は、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。
- ⑧令和6年秋、自治会において、営農組合所有の農業機械格納や、地域のイベント開催等の使用を目的とした多目的倉庫(約160㎡)を整備する計画である。
- ⑩自治会に加入された事業者の受け入れを契機に、積極的な交流を図り、山田錦や食用米、野菜等の生産物の販路拡大により、農業者の活力と地域の活性化につなげる。